

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鷺田 公一 様 あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト8階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 19.03.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 18P00592W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2018/047125	国際出願日 (日.月.年) 20.12.2018	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04W72/04(2009.01)i, H04W16/26(2009.01)i, H04W92/20(2009.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社NTTドコモ			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 06.03.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 横田 有光 電話番号 03-3581-1101 内線 3534	
		5 J	3863

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	_____	有
	請求項	1-6	無
進歩性 (I S)	請求項	_____	有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項	_____	無

2. 文献及び説明

文献1:Huawei, HiSilicon, On resource coordination and dynamic scheduling in IAB[online], 3GPP TSG RAN WG1 #95 R1-1812201, 2018.11.03, [検索日 2019.03.06], インターネット:<URL: http://www.3gpp.org/ftp/tsg_ran/WG1_RL1/TSGR1_95/Docs/R1-1812201.zip>, 2.1節及び2.2節

請求項1-6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

(請求項1-4, 6)

文献1の2.1節には、IABノードのMTは、親リンク用（本願請求項1,6の「第1の無線バックホールリンク」に相当。）にダウンリンクとアップリンクとフレキシブルの3つのタイプの時間リソースが指示されること（2.1節1行目～2行目）、IABノードのDUは、子リンク用（本願請求項1,6の「第2の無線バックホールリンク及び無線アクセスリンク」に相当。）にダウンリンクとアップリンクとフレキシブルと利用不可（not available）（本願請求項3の「第3の設定」に相当。）の4つのタイプの時間リソースが指示されること（2.1節2行目～4行目）、子リンクのダウンリンクとアップリンクとフレキシブルの時間リソースは、それぞれハードとソフトの2つのフレーバーを有し、ハードは、対応する時間リソースがいつでも利用できるものであり（本願請求項2の「第1の設定」に相当。）、ソフトは、対応する時間リソースの利用可能性が親ノードによって制御されるものである（本願請求項2の「第2の設定」に相当。）こと（2.1節4行目～8行目）、及び親ノードによって上記MTと上記DUのための時間リソースが設定されること（2.1節9行目～10行目）（親ノードから、親リンクを通じて時間リソースの設定情報が伝送されることは明らかであるため、本願請求項1,6の「第1の無線バックホールリンクを通じて・・・リソースに関する設定情報を受信する」ことに相当。）が記載されている。

そして、上記子リンク用の「利用不可」、「ハード」、「ソフト」のリソース設定は、上記親リンク用のリソース設定とは異なるタイプ（用途）のものであるから、本願請求項1,6の「前記第1の無線バックホールリンクに対するリソース設定におけるリソースの用途とは異なる用途に関する設定が含まれる前記設定情報」に相当する。

したがって、請求項1-4,6に係る発明は、文献1に記載された発明と同一である。（補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(請求項 5)

文献 1 の 2.2 節には、親リンク用 (MT 用) の候補リソースがリリースされていれば、子リンク用にそのリソースを使用し、リリースされていなければ、親リンク用にそのリソースを使用することが記載されている。

したがって、請求項 5 に係る発明は、文献 1 に記載された発明と同一である。